

分科会確認結果一覧

基本計画案(抜粋)	分科会の確認結果
<p>基本計画の総論 第2章 基本計画の施策 1 策定に当たっての基本的視点 (1) 超高齢社会など時代を見据えた都市の構築 (P. 3) これまでの人口増加社会における都市発展の礎となった市街地の広がり、これからの人口減少社会では、逆に、道路や上下水道、交通、商業、医療など市民生活を支える都市基盤の維持、管理を困難にし、都市経営を圧迫するとともに、さまざまな社会的弱者を生み出す要因ともなります。このため、市街地の拡大を抑制しながら、効率的な都市形態へと転換し、<u>市域の均衡ある発展と環境への負荷の少ない都市空間の整備との両立を目指します。</u></p> <p>(2) 幸せを実感できる市民生活の実現 (P. 4) 生活の質を向上させ、幸せな生活を送ることはすべての人の願いです。人が幸せを感じる要素は、仕事や家族、家計、健康、余暇などさまざまですが、個人、地域、団体、行政などが手を携えてよりよい地域社会を築いていくことで高めていくことが可能になります。そのための地域社会のありようとしては、超高齢社会や人間関係の希薄化といった変化を踏まえ、この地で暮らすことでより幸せを実感できる環境を整えることが求められます。</p>	<p>基本計画の総論 第2章 基本計画の施策 1 策定に当たっての基本的視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(1) 超高齢社会など時代を見据えた都市の構築」については、本文の趣旨を踏まえ、「(1) 超高齢社会など時代を見据えた持続可能な都市の構築」とするよう検討されたい。また、「市域の均衡ある発展」と「環境への負荷の少ない都市空間の整備」は対立するものではないので、「市域の均衡ある発展とともに環境への負荷の少ない都市空間の整備を目指します。」とするよう検討されたい。

まず、人々が日々の生活を幸せに送るには、人が人間として等しく尊重され、人権侵害の不安のない、お互いの人権を尊重し合う社会、そして多様な人々がそれぞれの個性、能力を発揮できる社会でなければなりません。

しかし、現実としては、インターネットを悪用した差別書き込みや学校教諭による部落差別事件、戸籍・住民票の不正取得事件のほか、高齢者、障害者、女性、子ども等への虐待・暴力、学校におけるいじめなど、依然として人権を脅かす事案が発生しています。

男女共同参画社会の実現についても、性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行や解決すべき課題が、まだまだ家庭、地域、学校、職場などに多く残っています。

一人ひとりが人権意識を高め、お互いの個性を尊重し合い、年齢や障害の有無に関わらず、共に生きる地域づくりを進めるとともに、男女があらゆる分野に参画し、活躍できる環境の整備を進めていきます。

また、高齢者の増加や、家庭や地域での相互扶助力の低下、人間関係の希薄化などが進む中で、頻発する自然災害や治安等への不安感が高まっております。総合的な防災力の向上や犯罪防止のための取り組みが重要となっています。市民や地域、行政等が力を合わせた協働によるセーフコミュニティの仕組みを活用し、安全・安心な地域社会づくりに取り組んでいきます。

加えて、地球温暖化の深刻化や、自然環境、生活環境の悪化など、環境面での不安も高まっているため、市民、地域、団体、行政等が協働で、環境に配慮したまちづくりや身近な生活環境の向上に取り組むとともに、市民一人ひとりの環境意識を高める学習や啓発などを進めていきます。

個々人としては、平均寿命が80年から90年という時代となり、将来へ

- ・ 「(2) 幸せを実感できる市民生活の実現」については、人権を脅かす事案に、外国人に対するものを加えることを検討されたい。

すべての人が共に生きる地域づくりに向けては、「お互いの個性を尊重し合い」を「お互いの個性や多様性を尊重し合い」とすることを検討されたい。

- ・ 「(2) 幸せを実感できる市民生活の実現」については、都市部の緑化推進など自然と共生した都市づくりの視点を盛り込むよう検討されたい。

の不安の要素として健康問題を挙げる人が多くなっています。市民一人ひとりの心身の状況に応じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても、また障害のある人も地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスをはじめとする生活を支えるさまざまな支援が総合的に提供される仕組みづくりを進める必要があります。

一方で、成長社会から成熟社会に移行するにつれ、日常生活の利便性や快適性といった部分だけではなく、精神的なゆとりや生きがいにより求められるようになっていきます。やすらぎや楽しみは、生きる力や明日への活力をもたらす、心豊かな生活の大きな要素となります。

こうした意識の変化に的確に対応し、安全で安心できる暮らしの中で、自然や歴史などの多彩な資源、文化芸術・スポーツなどを十分に活かし、やすらぎや楽しみを創り出しながら心豊かに幸せを実感できる市民生活の実現に取り組んでいきます。

第3章 都市づくりの目標(P. 8)

人口減少社会の中で、久留米市が、今後も自主自立の自治体経営を行いながら、地域の活力を維持し、市民の福祉の増進に取り組むためには、都市活力の基盤として一定の人口規模を維持する必要があります。

しかしながら、久留米市の住民基本台帳人口は、平成 15 年度をピークに減少に転じています。平成 25 年度は合併後初めて人口増加となりましたが、全国同様、久留米市においても少子化が進行する中、自然動態（出生者数と死亡者数の差）の減少傾向は今後も続くことが予想され、減少傾向にある社会動態（転入者数と転出者数の差）の増加がなければ人口減少は避けられません。

第3章 都市づくりの目標

- ・ 「1 総合成果指標」の人口動態の説明については、図表を挿入するなど分かりやすい記載を検討されたい。

基本計画の各論

第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

第2節 快適な都市生活を支えるまち

2 総合的な交通体系の確立（P. 15）

人口減少社会が本格化する中、公共交通機能を維持するため、路線バスの再編や新駅設置の促進など、交通機関の結節機能強化や輸送機能強化、利便性向上に取り組み、公共交通機関の利用促進を図ります。さらには、公共交通空白地域において、地域の実情に応じた生活支援交通の導入を進め、超高齢社会の進行を見据えた、総合的な公共交通体系の構築に努めます。

また、中心拠点や地域生活拠点などの拠点相互のネットワーク化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、国や県と連携し、幹線道路などの整備を推進します。

第3節 外で活動したくなるまち

4 ユニバーサルデザインのまちづくり（P. 18）

高齢者や障害者、子ども連れなど、すべての人が、安全で快適に利用できるように、民間大規模集客施設や公共交通機関等に対して、ユニバーサルデザインに関する啓発や指導等を進めます。

さらに、交通事業者と連携して、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入や主要駅のバリアフリー化など、公共交通の利便性向上に努めます。

また、既存公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、誰にでもわかりやすい案内看板等のサイン標示や情報発信などに努めます。

基本計画の各論

第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

第2節 快適な都市生活を支えるまち

- ・ 「2 総合的な交通体系の確立」については、新たな交通機関の検討という点を盛り込むよう検討されたい。

第3節 外で活動したくなるまち

- ・ 「4 ユニバーサルデザインのまちづくり」については、ユニバーサルデザインについての市民への普及啓発という点を盛り込むよう検討されたい。

第4節 環境を育み共生するまち（P. 19）

課題と施策の方向

地球温暖化問題が深刻化する中、CO₂を始めとする温室効果ガスを抑制するため、都市の低炭素化が一層強く求められています。また、東日本大震災における原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギーなどを活用した自立分散型のエネルギーシステム*の導入など「災害に強く環境負荷が小さい地域づくり」が求められています。

そのため、市民、事業者、行政それぞれが、主体的に、あるいは、連携して、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、省資源化などに取り組み、環境に配慮した、低炭素で循環型の社会づくりを進めていきます。

また、清潔感あふれる、自然豊かな美しい都市を築き、次代に引き継いでいくため、廃棄物の安定した域内処理や生活環境の美化、自然環境の保全などに取り組むとともに、微小粒子状物質（PM2.5）など新たな環境問題にも迅速かつ適切に対応していきます。

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

2 人権擁護対策の推進（P. 22）

差別や人権侵害事象を防止し、人権の擁護を図るため、関係機関、団体等との情報共有やネットワークづくりを進め、人権侵害に対する相談・支援や迅速な救済のための体制の構築を図ります。

また、ドメスティック・バイオレンスや性暴力、子ども、高齢者、障害

第4節 環境を育み共生するまち

- ・ 「課題と施策の方向」の「生活環境の美化」は「生活環境の向上」とし、文章を「生活環境」と「自然環境」に分けて整理するよう検討されたい。

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

- ・ 「2 人権擁護対策の推進」については、総論部分と同様、外国人に関する事項を加えることを検討されたい。

者に対する暴力や虐待などあらゆる暴力の未然防止と被害者の保護・救済のための取り組み、性暴力被害者に対する支援体制の整備を進めます。

併せて、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を進めるとともに、市民後見人の養成や、その活動支援のための体制づくりを進めます。

4 男女の自立と男女共同参画の推進（P. 22）

男女が互いの人権を尊重し、個性や能力に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな機会や場で、市民一人ひとりの男女平等の意識づくりや、固定的性別役割分担意識の解消を図るための教育・啓発を進めます。

また、女性の活躍を地域社会の活性化につなげていくため、政策・方針決定過程への参画の促進、農業・商工自営業の経営への参画の促進、就業継続のための環境整備に取り組むとともに、男女が共に仕事と家庭生活などを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを推進します。

第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

2 創造的な文化芸術活動の推進（P. 25）

久留米シティプラザや石橋文化センター、石橋美術館などの施設を活用し、市民が上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会や自ら活動・発表する場を充実するとともに、市内のさまざまな場所で身近に文化芸術に触れることのできる環境づくりに取り組みます。

併せて、市民のさまざまな文化芸術活動の活性化や新たな文化芸術の創

- ・「4 男女の自立と男女共同参画の推進」については、女性の自立に雇用環境が大きな影響を与えることについて盛り込むよう、検討されたい。

また、女性は、出産・育児等による就業の中断や、非正規雇用率の高さ、男性との賃金格差などを背景として、貧困に陥るリスクが高いことについても盛り込むよう、検討されたい。

第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

- ・「2 創造的な文化芸術活動の推進」にあたっては、石橋美術館の持つ、文化芸術の拠点に相応しい質や機能の維持についても盛り込まれたい。

- ・「2 創造的な文化芸術活動の推進」における、久留米シティプラザの位置づけについては、体系的な整合を図る観点から、複合機能のうち、“人が輝き、感動・創造を生む文化拠点”とし

造に向けた取り組みを支援するとともに、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育む取り組みを充実します。

特に、音楽が持つ力に着目し、人々が気軽に音楽を楽しむために集い・交流する機会を創出することにより、音楽による人と人との絆づくり、潤いと安らぎに満ちたまちづくりを進めます。

また、久留米シティプラザについては、本市の特色を活かしたさまざまな公演等を企画制作するなど、文化芸術振興の拠点施設としての機能を最大限に発揮し、都市の魅力の向上につなげていく取り組みを進めます。

第5節 子どもの笑顔があふれるまち（P. 29）

課題と施策の方向

現在の子どもを取り巻く環境をみると、家族の小規模化、人間関係の希薄化などを受け、家庭や地域の子育て・教育力の低下が懸念される状況にあります。

また、不登校児童・生徒の増加やいじめ、青少年の非行の若年化など、さまざまな問題も顕在化しています。

子どもは地域にとってかけがえのない財産であり、次代を担う子どもを育むことは都市の未来を育むことです。安心して子どもを産み育てられるよう、また、子どもが豊かな人間性を備え、個人として自立し、他者とともに社会の一員としての役割を果たすような人として成長できるよう、総合的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない一貫した支援を充実するとともに、子どもや子育てを地域全体で見守り、支援する環境づくりを進めます。

での視点で、その役割と重要性が明確となるよう再整理をされたい。

第5節 こどもの笑顔があふれるまち

- ・ 「課題と施策の方向」については、「子どもは地域にとってかけがえのない財産」とあるが、「財産」に代わるより適切な表現がないか、検討されたい。

また、「生きる力」については、その具体的な内容をわかりやすく示すよう、表現を検討されたい。

また、「生きる力」を持った子どもを育成するため、学校教育の充実、保護者や地域と連携した教育課題の解決に向けた取り組みを進めます。

第6節 健康で生きがいもてるまち

4 高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり（P. 32）

高齢者が長年培ってきた知識や経験・技能を活かした就業や生きがいづくりのための就業など、意欲と能力に応じた就労支援に取り組みます。

また、高齢者が地域貢献活動や地域活動などの社会貢献活動に取り組むことができるよう、情報提供の充実や参加促進に向けた仕組みづくりを進めます。

併せて、高齢者間交流による健康づくりや生きがいづくりとともに、高齢者の知識や経験・技能を活かした世代間交流を進めます。

5 障害者の社会参加の推進と生きがいづくり（P. 32）

障害者の就労を促進するため、企業や事業所への障害者雇用に対する理解促進を図る取り組みや、福祉的就労の場の確保・充実、職業能力習得の支援を行います。

また、障害者の社会参加を促進するため、ノーマライゼーション理念の浸透や障害者への理解を進めるための啓発に取り組むとともに、さまざまな情報の取得や円滑なコミュニケーションの確保のための支援を行います。

さらに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の機会の拡大や、地域のさまざまな活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

第6節 健康で生きがいもてるまち

- ・ 「4 高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり」及び「5 障害者の社会参加の推進と生きがいづくり」については、より積極的・主体的な社会とのかかわりが望まれることを踏まえ、「社会参加」を「社会参加・参画」とすることを検討されたい。

第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

2 高齢者福祉・介護サービスの充実（P. 33）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、認知症の予防や早期発見、認知症高齢者と家族の支援、徘徊高齢者の早期発見・保護のためのネットワークを強化します。

また、高齢者が要支援・要介護状態となることを可能な限り予防するため、介護予防に関する普及・啓発を進めるとともに、個々の心身の状況に応じた適切な介護予防事業を提供します。

さらに、必要となる介護サービスの基盤整備を計画的に進めるとともに、介護保険制度の適切な運営によるサービスの質の向上、介護人材の育成・確保に向けた取り組みを進めます。

第3章 活力あふれる中核都市久留米

第2節 アジアに開かれたまち

1 学術研究都市づくりの推進（P. 38）

本市の重要な地域資源の一つである学術研究機関の集積を地域の活力創造に、より一層活かしていくため、国際的な視野も含め地域の発展に必要な性の高い学術研究機能の誘致・設置など戦略的に学術研究機能の強化を促進します。併せて、長期的な視点から、本市の学術研究分野を牽引する人材や将来を担う人材の発掘・招聘・育成などに取り組むとともに、研究活動の支援や研究環境の整備などを進めます。

また、国、県、民間などの先導的な研究プロジェクトの設置・誘導による本市に特徴的なテーマの研究への取り組みや研究成果の産業分野など

第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

- ・ 「2 高齢者福祉・介護サービスの充実」については、介護保険制度の改正を受け、ボランティアやNPOの育成など、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制づくりの重要性についても盛り込むよう、検討されたい。

第3章 活力あふれる中核都市久留米

第2節 アジアに開かれたまち

- ・ 「1 学術研究都市づくりの推進」については、久留米市の特色が分かるような記載を検討されたい。

地域活性化への還元を図るため、産学官ネットワークや連携仲介機能の整備・強化を図ります。

さらに、大学等をはじめとする学術研究機関は、地域の国際化の先導的役割も期待されており、国際的な研究連携や人材交流、留学生の受け入れ、グローバル人材の育成など国際交流活動や環境整備を進め、地域はもとより世界、特に、アジアの発展に貢献できる九州・アジアの学術研究交流拠点づくりを推進します。

第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

3 MICE誘致の推進（P. 41）

久留米シティプラザや総合スポーツセンターを核として、学会や展示会、スポーツイベントなどのMICEを積極的に誘致・開催し、人、もの、情報の広域的な交流を生み出すとともに、裾野の広い経済波及効果により地域経済の活力向上を図ります。

特に、高度な医療、ゴムやバイオ産業をはじめとする製造業や研究開発機関の集積を活用し、医療系や工学系の学会の誘致に積極的に取り組み、（財）久留米観光コンベンション国際交流協会と連携して、戦略的かつ効果的なMICEの誘致活動を展開します。また、MICE開催のための支援の充実を図るとともに、準備からアフターコンベンションまで幅広い事業者との連携強化を図り、経済効果の地域全体への波及に努めます。

さらに、こうしたMICEの積極的な開催による、都市としてのイメージアップを図り、交流人口の拡大や定住促進に繋がります。

第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

- ・「3 MICE誘致の推進」については、「MICE」は世界共通の用語で代替可能な日本語がないため、施策への文言使用はやむを得ないが、まだ市民に広く浸透していないので、本文中に説明を盛り込むとともに、用語の普及啓発に取り組まれない。

第4節 拠点都市の役割を果たすまち

1 シティプロモーションの促進（P. 42）

本市には恵まれた自然環境や充実した都市機能、久留米特有の産業や文化などがあり、また、市内外への交通アクセスも充実しています。このような地域の特性や潜在力をさらに磨いて、都市の魅力や活力を向上させる総合的なシティプロモーションを推進し、定住・交流の促進や地域経済の振興など将来にわたって活力ある持続的な発展を図ります。

具体的には「水と緑と花」「食」「文化芸術」「ものづくり」「健康・医療」などの地域資源の一層の魅力向上を図り、久留米の都市ブランドづくりを推進します。また、協働による地域の魅力づくりを促進し、市民のふるさとへの誇りや愛着の気持ちが高まるような施策を進めます。

さらに、本市の魅力や先進的な取り組みなどを対象に合わせて戦略的かつ効果的に情報発信するとともに、市内外から双方向の情報受発信の充実を進め、多面的な視点からの魅力や価値の創造に取り組みます。

3 高度情報化の推進（P. 43）

急速な情報通信技術の発展に対応した都市づくりを進めるため、公衆無線 LAN（Wi-Fi）などを含めた情報通信ネットワーク環境を整備し、スマートフォンやタブレットなどに対応した新たなサービスを提供し、地域情報化を推進します。

また、ビッグデータによるビジネスの創出や新しい市民サービスの提供を促進するため、行政が保有しているデータを誰もが二次利用可能な形式で公開するオープンデータ化を進めます。

第4節 拠点都市の役割を果たすまち

- ・ 「1 シティプロモーションの促進」については、久留米市が重点的にアピールするものにメリハリをつけて、取り組むよう検討されたい。

- ・ 「3 高度情報化の推進」については、より具体性のある記載を検討されたい。

	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定住人口増加の観点から、市内高等教育機関の新卒者や外国人留学生の就職の受け皿づくりの取り組みを検討されたい。
--	--